

山形県に就職を考えている学生の皆さんへ

令和8年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】

鮭川村は、本村及び山形県における将来の担い手となる若者の回帰・定着を促進するため、山形県と連携して、奨学金の返還支援事業を実施します。

募集人数：3名まで

募集期間：令和8年5月18日(月)～6月30日(火)

応募・問合せ先：奨学金の貸与種別ごとに、問合せ先は下記のとおり

- 鮭川村教育振興修学資金を支援希望の場合
→ 鮭川村教育委員会教育課へ(55-3051)
- 日本学生支援機構奨学金を支援希望の場合
→ 大学等を卒業後に定住予定の市町村担当窓口へ
(下記問い合わせ窓口／QRコード)

対象者

大学院、大学、高等専門学校、短大、専門学校、産業技術短期大学校
職業能力開発専門学校[※]の在学生、県内大学の在学者

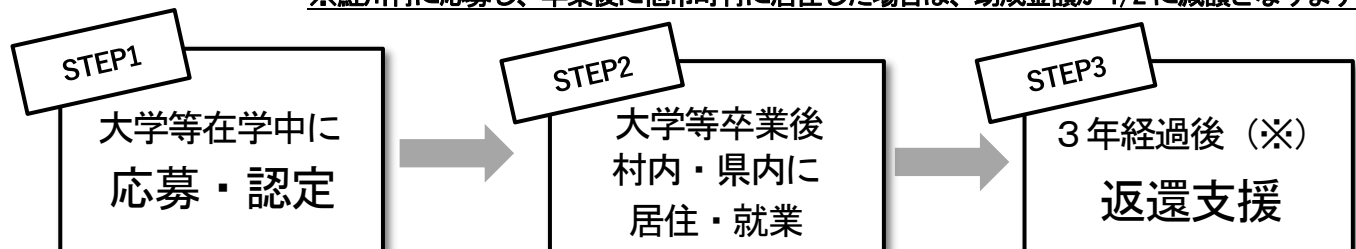
対象奨学金

鮭川村教育振興修学資金
日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金

支援額

2万6千円×令和8年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数
(4年制大学の場合の最大支援額 124万8千円)

※鮭川村に応募し、卒業後に他市町村に居住した場合は、助成金額が1/2に減額となります



※ 返還支援後さらに2年間、県内居住・就業を継続する必要があります。場合によっては、支援額を返還頂くことがあります。

問合せ先(県)

山形県産業労働部産業創造振興課
TEL:023-630-2691

問合せ先(村)

鮭川村教育委員会教育課教育総務係
TEL:0233-55-3051

1 募集対象者

下記の要件すべてに該当する方

(1) 次のA、Bのいずれかに該当する者

A 山形県内に居住しながら県内の高校等を卒業し、次の種類の学校（大学等）に在学している方
イ 大学院（修士課程及び博士課程前期も含む） ロ 大学 ハ 高等専門学校（第4、5学年及び専攻科）
ニ 短期大学 ホ 専修学校専門課程 ヘ 山形県立産業技術短期大学校 山形県立職業能力開発専門学校

B 県内に所在する大学等に在学している方（県外の高校等を卒業した方を含む）

(2) 鮭川村教育振興修学資金、日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金の貸与を受けている方又は今年度中に受ける予定の方（※鮭川村教育振興修学資金の返還支援を希望する方は、鮭川村教育委員会にお問合せください。日本学生支援機構奨学金の場合は、大学等を卒業後に定住予定の市町村担当窓口へお問い合わせください。）

(3) 大学等を卒業後13か月以内に山形県内に居住かつ就業し、その後5年間以上継続する見込みの方

(4) 県内企業等へ就業又は県内で創業を希望する方（公務員に就業、指定職種の修学資金を利用の方は対象外）

2 助成金額

$26,000 \text{ 円} \times \text{令和8年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数}$ （上限：奨学金の返還残額）

(例) 4年制大学の方で1年次に認定を受けた場合 $26,000 \text{ 円} \times 48 \text{ か月} = 1,248,000 \text{ 円}$ が支援額の上限

鮭川村に応募し、卒業後に他市町村に居住した場合は、助成金額が1/2に減額となります！

3 応募方法

募集期間内に、下記のとおり提出してください。

(1) 提出書類 様式等は、山形県や鮭川村のホームページでダウンロードできます。

ア 新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】助成候補者認定申請書（様式1）

イ 高等学校の卒業証明書又は卒業証書の写し（県内高校等卒業者のみ）

ウ 大学等の在学証明書又は学生証の写し

エ 奨学生証の写し又は奨学金貸与証明書の写し（奨学金の貸与を受けている方）

(2) 書類提出先

大学等を卒業後に鮭川村に居住を希望する場合は、鮭川村へ提出願います。大学等を卒業後に鮭川村以外の市町村へ居住を希望する場合は、居住を希望する市町村の担当窓口へ提出願います。

4 助成候補者の認定

募集人数を上回る応募があった場合は、選考を行います。選考結果は、令和8年8月上旬までに文書で通知します。

5 助成方法

助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、13か月以内に山形県内に居住、かつ県内に通算3年間以上就業した場合に助成します。

助成金は、山形県が奨学金の貸与機関に対し、繰上げ返還金として支払います。本人にはお支払いしません。

※ 支援後2年間、県内居住・就業を継続しない場合は、助成金の返還が生じます。

このリーフレットは事業の内容や募集条件の概要を記載したものです。
応募にあたっては、必ず募集要項をご確認ください。

